

## はまぎんDCスーパー定期5年

定期預金:スーパー定期型

※本商品は元本確保型の商品です。

### 1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

### 2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等  
(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理  
機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた  
事務委託先金融機関となります。)

### 3. 預入期間

5年(定型方式のみ)

### 4. 商品提供機関

横浜銀行

### 5. 約定利率の決定方法

利率は市場金利の動向に応じて、原則、毎週最終営業日に翌週初の営業日から適用される利率を決定します。ただし、市場金利の変化によって、週の途中で適用利率を変更する場合があります。

### 6. 適用利率

預入時の約定金利が適用されます。

### 7. 利払方法

利息は、満期日ならびに解約日以降一括してお支払い  
します。  
中間利払いはありません。

### 8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもと  
に、6か月複利の方法で計算します。

### 9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度上、利息は非課税となります。

### 10. 満期時の取扱い

満期となった預金明細の元利金を新たな元金として、  
同一期間の「はまぎんDCスーパー定期5年」に自動継続  
します。

### 11. 中途解約の取扱い

満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率  
(小数点第4位以下切り捨て)により計算(6か月ごとの  
複利計算)した利息とともに払い戻します。

中途解約日までの期間

- A. 6か月未満 中途解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満 約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満 約定利率×20%
- D. 3年以上4年未満 約定利率×30%
- E. 4年以上5年未満 約定利率×70%

### 12. 一部解約の取扱い

元金の一部を解約することができます。

「一部解約可能額」:

1円以上1円単位(取引明細単位の内訳定期預金の  
解約のほか、取引明細単位の内訳定期預金のうちの  
一部解約も可能です。)

「一部解約時の適用利率」:

- ①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入  
日または継続日から一部解約日の前日までの日数に  
応じた中途解約利率によって計算します。
- ②一部解約後の残金の利息は、預入日または継続  
日から満期日までの日数および預入時の約定利率に  
よって計算し、かつ自動継続の取り扱いとなります。

### 13. お申込み単位

預入金額は1円以上1円単位です。

### 14. 手数料

手数料はかかりません。

### 15. 持分の計算方法

加入者ごとの持ち分についての計算は元金によるも  
のとしします。

### 16. セーフティネットの有無

本商品は預金保険制度の保護の対象となっていま  
す。

定期預金は1金融機関につき預金者1人当たり、元金  
1,000万円までとその利息が保護されます。

なお、金融機関名義の預金は、預金保険制度の対象  
外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関  
または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務  
委託先金融機関名義の預金については、加入者の  
個人別管理資産額に相当する金額の部分を担当加  
入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保  
護の対象としております。

ただし、横浜銀行に本商品以外の預金があるときは、  
その預金を優先し、本商品と合計で元金1,000万円と  
その利息が保護の範囲となります。

### 17. 利益の見込及び損失の可能性

解約の申し出のない限り、預入日から5年後の満期日  
に約定利率で計算した利息を元金に組み入れて、自動  
継続します。

また、預入期間の途中で解約(一部解約を含みます)  
した場合でも、所定の中途解約利率により計算した利  
息を解約元金とともにお支払いします。

横浜銀行の破綻時において、預金保険制度の保護  
範囲を超える元金および利息については保護されな  
いおそれがあります。

